【意見】
30代男性職員の飲酒運転をして物損事故の懲戒処分についての意見です。本年1月に飲酒運転をして物損事故を起こしたとの事。逮捕はなかったようですが、通常でしたら逮捕起訴案件です。沼田市の処分が発表されましたが、停職3ヶ月の懲戒処分との事。納得いきません。前橋市等他市町村の同様の飲酒運転事故での処分は懲戒免職です。民間の運転を生業にする業種では懲戒免職が一般的です。沼田市では去年も男性職員の飲酒検査拒否の事例があり、職員の飲酒運転はしない事への徹底はどうなっているのでしょうか。市職員は公務員として率先して飲酒運転撲滅に努力する立場だと思います。今回の停職3か月という処分は甘すぎではないでしょうか。処分の規定等はどうなっているのでしょうか。

男性４０代：市内在住

【回答】
今回の処分につきましては、職員の「交通違反・事故」の報告を受け、沼田市職員の行政処分審査委員会に懲戒処分の可否及びその程度について諮問いたしました。令和３年２月２２日付けで同会から答申が出されたことから、当該答申を参酌し、教育委員会において、停職３か月の懲戒処分としたものであります。
今後、このような不祥事を二度と起こさないよう、より一層職員の綱紀の保持及び服務規律の確保を徹底してまいります。

担当：教育部教育総務課総務係

飲酒運転はしない事への徹底につきましては、職員の飲酒検知拒否による逮捕を受けて、昨年の６月には、職員に対し綱紀保持を促す通知をいたしました。９月には、当該職員の懲戒処分にあたり、再度綱紀の保持について通知をし、１２月には、年末年始を迎えるにあたり、飲酒の機会が多くなることから、飲酒運転は絶対にしないよう通知していたところです。
また、今回の処分につきましては、行政処分審査委員会において、国（人事院）の懲戒処分の指針及び標準例を参考に、本市の過去の例との均衡から、処分の程度を審査し、教育委員会へ答申しております。
なお、標準例では、飲酒運転の酒気帯びの場合は、免職、停職、減給となっており、指針では、故意または過失の度合い、過去の非違行為の有無などから判断することとなっております。

担当：総務部総務課職員係